

標茶町立病院インフラ長寿命化計画 (個別施設計画)

令和5年3月
標茶町立病院

1 はじめに

国や全国の地方公共団体等では、過去に建設された公共施設・インフラが、今後大量に大規模改修や建替、更新の時期を迎えることが懸念されています。政府において、平成 25 (2013) 年度に、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化計画」(以下、「基本計画」という)が取りまとめられました。

標茶町においても、公共施設やインフラの維持管理・更新等を着実に進めるための中長期的な取組の方向性を明らかにするため、「標茶町公共施設等総合管理計画」(以下、「行動計画」という)を平成 28 (2016) 年度に策定し、その後、令和 3 年度 (2021) 年度に見直しを行ったところです。

基本計画では、行動計画のほか、具体的な対応方針を定めた個別施設毎の長寿命化計画の策定が求められているところです。

本計画は、標茶町立病院の老朽化状況、維持管理・更新等の具体的な方針やコスト管理を取りまとめて、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を進めることで経営の安定化を図り、地域住民の安全・安心の暮らしを守ることにつなげていくものです。



2 背景・目的等

(1)背景	<p>標茶町立病院は昭和 24(1949)年に開設されて以降、地域住民に安全で安心な医療を提供し、安心して暮らしていける地域づくりに貢献し、開設から 47 年目の平成 8(1996)年 3 月に、現在の新病院に改築されました。</p> <p>令和 4(2022)年時点で築年数 26 年を経過し、外壁タイル一部のひび割れ・剥がれ、機械・電気設備の劣化等が進み、対処療法的な営繕・修繕等を行ってきましたが、今後は不具合を未然に防止する予防型の対応が必要になってきています。</p> <p>同時に、施設の長寿命化を図るための中長期的な維持管理・修繕の計画を位置づけることが求められています。</p>
(2)目的	<p>「標茶町立病院インフラ長寿命化計画」(以下、「本計画」という)は、施設の現状を把握した上で必要な点検箇所や修繕計画を明確にすることで、施設の長寿命化を図るとともに、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を進めることにより、安全・安心な施設環境の確保を目指します。</p>
(3)計画期間	<p>本計画は可能な限り計画期間の長期化を図ることで、中長期の維持管理・更新等に係るコストの見直しを図るため、令和 5(2023)年度から令和 14(2032)年度の 10 年間とし、5 年程度を目安に本計画の更新を検討します。</p>
(4)計画対象施設	標茶町立病院
(5)上位計画における町立病院の管理の基本的な方針	<p>標茶町公共施設等総合管理計画において、町立病院の管理に関する基本的な方針を、以下としています。</p> <p>【今後の方針】 病床数を含めた病床利用の効率化を進めるとともに、施設と医療機器の計画的な更新に努めます。</p>

3 施設の現状

(1) 町立病院の基本情報

①施設名	標茶町立病院
②所在地	川上郡標茶町開運4丁目1番地
③敷地面積	8,658.171 m ²
④建築面積	2,435.14 m ² (付属舎 17.5 m ² を含む)
⑤延床面積	6,002.80 m ² (付属舎 17.5 m ² を含む)
⑥建築(竣工)年月日	平成8(1996)年2月20日
⑦築年数(令和4(2022)年現在)	26年
⑧構造	鉄筋コンクリート造
⑨階数	地上3階、地下1階

(2) 運営状況等

①利用状況	1)利用対象者	主に標茶町民
	2)利用者数(患者受入数)	34,494人(入院と外来の合計、令和3年度)
②運営状況	1)運営方法	直営
	2)委託先	個別業務の委託 →守衛、清掃(ゴミ回収含む)、医事受付、ボイラー管理
	3)年間運営費用 (支出合計)	1,135,092千円(令和3年度)
	4)年間収入	1,138,964千円(令和3年度)
③防災対策	1)耐震性	有
	2)防火性	有
④バリアフリー	1)エレベーター	有
	2)多目的トイレ	無 ※ただし、車いす用トイレの設置有
	3)車いす専用駐車場	有(3台)
	4)スロープ	有(正面玄関風除室内) ※駐車場から正面玄関までは路面に段差なし
⑤その他 特記事項	機関指定	保険医療機関、療養取扱機関、 結核予防法指定医療機関、生活保護法指定医療機関、 労災保険指定医療機関、原爆被爆者指定医療機関、 救急指定医療機関、発熱者等診療・検査医療機関

(3) 過去の点検、修繕作業等の履歴

①診断・点検等の実施状況

1)法定点検

建築基準法では建築物を適切に維持管理し安全を確保するために、特殊建築物等の所有者等に対して損傷や腐食等の劣化状況について定期調査・点検、その報告を義務付けています。

町立病院は特殊建築物に該当し、全ての法定点検について適法に実施しています。

2)劣化診断、設備・防災機器等の診断

これまで法定点検以外の劣化診断、設備・防災機器等の診断は実施していません。

②過去の修繕等の実施状況

これまで大規模修繕は実施していません。

(4) 老朽化状況

① 評価指標

町立病院の老朽化の度合いを、現地調査等に基づいて判断する評価指標を、右表に示します。

A評価	概ね良好
B評価	部分的に経年劣化が見られる
C評価	全体的に経年劣化が見られる
D評価	早急に対応する必要がある劣化・不具合

② 部位毎の老朽化状況

部 位	主な仕様	本年度の現地調査等に基づく評価		
		評価	所 見	
躯体	基礎	・RC 造	A	
	柱	・RC 造	A	・受水槽室で目視により確認。
	耐力壁	・RC 造	A	・鉄筋探査機による鉄筋の検査。 ・シュミットハンマーによる圧縮強度検査。 ・現地でのドリル法によるコンクリート中性化試験。
外部仕上げ	屋上 ・屋根	・屋上:アスファル防水 ・屋根:アスファルトルーフィング+アルミ板	C	・屋上は広範囲に、変質、排水不良(滞水)、土砂の堆積、雑草、目地シーリング等の損傷が見られる。 ・屋根板金は広範囲に、塗装劣化(退色、光沢低下、粉体化)が見られ、笠木一部に外れ(欠落)がある。
	外壁	・タイル、 一部アルミパネル	C	・広範囲にひび割れ・浮き・シーリング材のひびあり。 ・部分的にタイル剥落・シーリング切れがある。
内部仕上げ	内壁	・ビニルクロス	B	・部分的に経年劣化、使用劣化が見られる。
	天井	・岩綿吸音板 ・化粧石膏ボード	B	・一部で、空調ダクトに積層した埃等が結露し、結露水が垂れたことで、天井ボードに水しみ痕が見られる。
	床	・ビニル床タイル、 ビニル床シート	B	・部分的に経年劣化、使用劣化が見られる。
電気設備	受変電設備	—	A (一部B)	・法的点検に基づき、必要な是正措置を講じている。 ・主要機器は平成 28(2016)年に更新済。 ・非常用自家発電機、変電設備配電盤、モールド形変圧器、高圧ケーブルは新築以降の更新なし。
給排水・衛生設備	給水設備	—	B	・法的点検に基づき、必要な是正措置を講じている。
空調換気設備	空調機器	—	B	・保守点検に基づき、必要な是正措置を講じている。 ・主要機器は耐用年数・更新周期を超過している。
その他設備	昇降機	・一般・職員共用:1台 ・職員(管理)専用:1台	A	・法的点検報告書により確認。 ・法的点検に基づき、必要な是正措置を講じている。
	自動開閉扉	・正面玄関用	A	・目視により確認。 ・法的点検に基づき、必要な是正措置を講じている。

(5) 現状を踏まえた課題

① 経年や使用による劣化で、改修・補修等が必要な部位	1) 屋上防水: 広範囲に変質、排水不良(滞水)、土砂堆積、藻・雑草、目地シーリング等の損傷。
	2) 屋根葺き材(板金): 広範囲に塗装劣化(退色、光沢低下、粉体化)。笠木一部に外れ(欠落)。
	3) 外壁タイル: 部分的にひび割れ・浮き、シーリング材のひび。剥落・シーリング材切れの箇所あり。
	4) 窓周り等のシーリング材: 広範囲で硬化・ひび、一部に切れ。
	5) 空調機器の主要機器: 耐用年数・更新周期を超過。
② 受変電設備における課題	1) 変電設備の主要機器は耐用年数・更新周期を考慮して、平成 28(2016)年に更新済。 ただし、非常用自家発電機、変電設備配電盤、モールド形変圧器、高圧ケーブルは更新を行っておらず、耐用年数・更新周期を超過しているため近年中の更新が必要。

4 長寿命化計画の基本的な方針

(1) 修繕等の基本的な方針

町立病院を取り巻く財政状況が厳しい中、今後も維持管理等を行っていく上で、原則、施設全体を建て直し更新等するよりも安価となる修繕工事を基本として、施設の長寿命化を図ります。また、日頃からの点検・診断を通して、損傷が軽微である早期段階から予防的な修繕等を実施します。

(2) 建物の目標使用年数

建物の劣化調査結果として、病院（鉄筋コンクリート造）の法定耐用年数 39 年を超えて使用可能と判断できるため、標茶町公共施設等総合管理計画に基づいて、目標使用年数を 80 年とします。

(3) 修繕等の優先順位付け

今後、維持管理・更新等の内容や時期、費用等を整理し実施するに当たり、施設の劣化状況のほか、町立病院が果たす役割、機能、利用状況、重要性等に基づいて検討していくこととします。

5 実施計画

(1) 点検・診断の実施計画

町立病院を長期使用するために適切な点検・診断を実施し、建物の劣化・損傷の把握に努めます。

■町立病院の点検対象部位や点検方法、点検周期等の一覧

部位		法定点検	点検周期	点検方法
躯体	基礎	○	3年	詳細点検
	柱	○	3年	詳細点検
	耐力壁	○	3年	詳細点検
外部仕上げ	屋上・屋根	○	1年／3年	通常点検(目視点検)／詳細点検
	外壁	○	1年／3年	通常点検(目視点検)／詳細点検
内部仕上げ	内壁	○	1年／3年	通常点検(目視点検)／詳細点検
	天井	○	1年／3年	通常点検(目視点検)／詳細点検
	床	○	1年／3年	通常点検(目視点検)／詳細点検
電気設備	受変電設備	○	1年／3年	詳細点検
給排水・衛生設備	給水設備	○	1年／3年	詳細点検
空調換気設備	空調機器	—	1年	詳細点検
その他	昇降機	○	1年	詳細点検
	自動開閉扉	○	1年	詳細点検

(2) 修繕等の実施計画

今後予想される建物の劣化進行や修繕等の必要性を総合的に勘案して、改修・更新等を設定します。

■町立病院の改修、更新等の事業予定一覧

改修等の内容		優先度	事業期間	備考
①	・屋上防水改修(全面)	極大	令和7(2025)	
②	・外壁タイル部分補修(剥落・劣化著しい箇所) ・屋上パラペット・シーリング材打ち直し(全面) ・外窓シーリング材打ち直し(全面)	極大	令和9(2027)	足場が必要な工事を同一年度に一括で行い、足場経費を削減する
③	・空調設備(機器更新のみ)	大	令和11(2029)	
④	・非常用自家発電機・変電設備配電盤等	大	令和13(2031)	

(3) 実施計画の運用方針

本計画は5年を目安に全体的な見直しを検討するほか、「3 施設の現状」について毎年、情報を更新し、新たな課題等が生じた際は必要に応じてそれを解決する対応方針を実施計画に反映します。